

貸金庫規定（手動型）

1.（貸金庫契約の成立）

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2.（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、その他の有価証券
 - ② 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - ① 爆発物等の危険物であるもの。
 - ② 変質、腐敗する恐れのあるもの。
 - ③ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (3) 当金庫は前1項の各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

3.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から1年間とし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4.（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、別にお知らせした料率により1年分を前払いするものとし、毎年当金庫所定の日に借主が指定した預金口座から自動引落しの方法により払出しのうえ使用料に充当します。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合、お支払い済の利用料は割戻しいたしません。

5.（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

6.（貸金庫の開閉等）

- (1) 貸金庫を開かれる時は、当金庫所定の用紙に必要事項を記入し、あらかじめお届出の印を押して差し出して頂きます。
- (2) 物件の出し入れや点検は当金庫の定めた場所で、行って頂きます。

もし当金庫が、この出し入れに立会うことや、物件の点検を希望したときは、いつでもこれに応じて頂きます。
- (3) 物件の出し入れ等を終わった時は、貸金庫に鍵をかけて頂きます。
- (4) 次の場合には、何らの通知もなく第5条の約定による当金庫保管の鍵を使用し、当金庫が任意に出し入れその他の処置をとることが出来るものとします。
 - ① 貸金庫中の物件により、当金庫その他に損害をかける恐れがある場合。
 - ② 何らかの理由で貸金庫中の物件の入替え、又は引取を請求しても、これに応じない場合、あるいはこの通知をする時間の余裕が無いと当金庫が判断した場合。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出て頂きます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

8. (印章・鍵の喪失等の取扱)

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行って頂きます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、鍵等の取替えに要する費用の支払義務を負います。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて頂きます。

9. (印鑑照合)

- (1) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) お届印に相違が無いと当金庫が認めた印の押してある用紙と鍵により、当金庫所定の取扱をしたうへは、その印章と鍵について偽造・変造・盗用その他の事故がありましても、その為に生じた損害について当金庫は責任を負いません。

また、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害をうけたときは、その損害を賠償して頂きます。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第 13 条第 3 項のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、借主ならびに代理人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主ならびに代理人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、開庫等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 3 年以上この貸金庫の利用がない場合には、開庫等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主ならびに代理人は、当金庫の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。当該借主ならびに代理人が当金庫に届出した在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、開庫等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前 3 項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主ならびに代理人の回答、具体的な取引の内容、借主ならびに代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ

資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、開庫等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (5) 前4項に定めるいずれの取引の制限についても、借主ならびに代理人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

13. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡して頂きます。

なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときはこのほか第8条に準じて取扱います。

- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合は、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して頂きます。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 鍵の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき
- ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して頂きます

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) 前第2項または第3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明け渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って頂きます。

なお、当金庫はこの支払額を明け渡しの日に関第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

- (5) 前第1項、第2項または第3項の明け渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には破棄することができるものとします。

なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫から請求がありしだい支払って頂きます。

14. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは、貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて頂きます。

15. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このため生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17. (保証人)

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。

この契約が継続された場合も同様とします。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(令和6年8月1日現在)

東 春 信 用 金 庫